

諮詢番号：諮詢第97号－2

答申番号：答申第97号－2

答申書

第1 審査会の結論

北九州市門司福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は却下するのが相当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 野菜や魚など食料品や生活費が値上がりして、生活が大変な状況である。生活保護の変更には納得がいかない。
- (2) 処分庁は、生活保護行政は法定受託事務なので、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）が変更になったらそれに従うしかないと述べている。しかし、日本国憲法（以下「憲法」という。）第99条の憲法遵守義務は地方公務員にも課されるため、生活保護行政が法定受託事務であっても、国が定めた保護基準が憲法に違反すれば、その保護基準には従うべきではない。

生活保護の決定に対しては訴訟もできるが、審査請求を経なければならぬとされている。裁判では保護基準の変更の適否も十分に争えるのであるから、審査請求でも保護基準の変更の適否も審査されなければおかしい。処分庁が従った保護基準が憲法に違反しているときには、処分は取り消されるべきである。

行政不服審査請求手続が「行政庁の違法又は不当な処分」を是正することを目的として制定されている以上、審査庁には、当該行政処分の実体的違法性（不当性）に踏み込んで判断を行うべき義務があり、認容裁決の言い渡しを躊躇してはならない。

(3) 本件処分は、職権による保護変更であるため、法上、書面による通知及び当該書面の通知における理由の付記が必要である。また、不利益な行政処分であるため、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条によっても当該処分の理由の提示が求められる。

ところが、処分庁の生活保護変更決定通知書の保護変更理由として書かれているのは「基準改定による」との記載のみであり、生活保護費の減額処分がどのような事実関係に基づき、いかなる法規を適用してなされたのか、なぜその金額になったのかを理解することは困難であり、不服申立てをするかどうかの判断資料にならない。

よって、本件処分は十分な理由付記を行っていないため、法第25条第2項において準用する法第24条第4項及び行政手続法第14条に違反し、違法である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法及び法の委任を受け定められた保護基準に沿って適法かつ妥当に行われたものである。よって、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

1 保護基準自体の適法性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定及び厚生労働大臣の合目的的裁量に保護基準の設定を委ねる法の趣旨により、審査庁は、法及びその委任に基づき制定された保護基準自体の適否及び当否を判断する権限を有していないため、その判断をすることはできない。

したがって、保護基準は適法なものとして、以下判断する。

2 本件処分に係る生活保護費支給額の算定

審査請求人世帯に係る平成30年10月分の生活保護費支給額の算定に誤りはない。

3 本件処分に係る生活保護費支給額の算定は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われており、違法又は不当な点はない。

4 理由の付記について

保護変更決定通知書に記載された理由は、法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、行政手続法第14条第1項及び法第25条第2項において準用する法第24条第4項に違反しているとは認められない。

5 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないと認められ、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は1～5に示すように理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年6月17日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和2年10月20日及び同年11月17日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件処分についてみると、審査請求人世帯に係る最低生活費の額は、従前の額が120,130円であるのに対し、本件処分による変更後の額は120,910円であって、本件処分によりむしろ増額となっていることが認められる。

行政不服審査法に基づいて審査請求をすることができる者は、処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条に定める原告適格を有する者と同一であると解されるところ（参照、最高裁判所昭和53年3月14日第三小法廷判決民集32巻2号211頁）、審査請求人の請求どおりに本件処分が取り消されれば、審査請求人に支給される保護費の額はかえって減少することとなるのであるから、審査請求人には本件処分の取消しを求める法律上の利益はないというべきである。

そうすると、審査請求人は、本件処分について審査請求をする資格がないということになる。

よって、その余について論ずるまでもなく、本件審査請求は不適法であるからこれを却下するのが相当である。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員岡本博志

委員牛島加代

委員中野哲之